福島市役所支所等小型除雪機械貸出しの手引き

本手引きは「福島市役所支所等小型除雪機械貸出し要綱」に基づき、団体登録から機械貸出し・返還までの手順を記載したものであります。よく読んで理解したうえでご利用ください。

記

小型除雪機械

貸出しできる小型除雪機械(以下「機械」という)は、支所等で使用中のものです。

貸出し場所

機械の貸出し場所は、「福島市役所本庁・各支所・出張所」になります。借受団体では必要に 応じて軽トラックやトラックに機械を積み込む際の車載アルミブリッジ(はしご)、ロープ等を確 保し機械を取りに来てください。

貸出し対象団体

- ①町内会、地域組織、NPO、ボランティア団体とします。お話し合いのうえ団体登録を行ってください。
- ②降雪積雪時に地域で困っている人を支援しようと、学区内通学路など広範囲を自主的に 除排雪を行うために組織した除雪ボランティア団体や地域団体とします。

広範囲で除雪を行っていただくことを目的としておりますので、貸出し期間中は、地域の皆さんで協力し合いながら、有効かつ効果的に機械を使用してください。

借受団体登録申請

- ①申請用紙は、12月上旬から福島市役所管財課および各支所窓口備え付け、または市のホームページからダウンロードが可能になります。
- ②申請書には団体構成員(団体責任者、作業従事者等)及び除雪計画(図面に対象町内会のエリアを図示、おおよその除雪路線延長)を記入してください。
- ③申請書は福島市役所管財課または最寄りの支所に提出してください。随時受付けいたします。郵送も可能です。

貸出し要件等

- ※下記の内容は基本的な取扱いを記載しておりますが、降雪の状況など支所の状況によって変更となる場合があります。
 - ①精雪降雪期に交通の確保を図るため、市道の歩道や狭い車道などを自主的に除雪をして

いただきます。

- ②貸出しは、午前(8:30~12:00)と午後(13:30~17:00)の単位で、管財課・支所・出張所等の除雪作業に支障の無い範囲で、借受団体の責任において使用してください。
- ③前日までの予約は、できません。使用する当日お問い合わせください。
- ④機械貸出し及び返還は、管財課・支所・出張所開庁日の午前8時30分から午後5時までとなります。
- ⑤土日の貸出においては、金曜日の夕方午後5時までに借用いただくことで貸出しをします。なお返還は、日曜日の午後5時までに学習センターへの返却を基本とします。但し、支所等の状況により貸出しが難しい場合もありますが、借用者の事情などについて考慮できる部分もあるかもしれませんので、借用元にご相談ください。

(学習センターとの合築館のみ)

借受団体登録の決定

- ①上記項目をご理解いただいて申請された団体に対して、借受団体登録を行うものとします。
- ②登録を決定した時は、申請人に対して決定通知を送付します。

借り受け方法

- ①借受団体は、借受け希望する場合は小型除雪機の借用先である福島市役所管財課、また は各支所に団体登録申請書(代表者、作業従事者等)に記載されている方からご連絡をお 願いします。
- ②希望が多数の場合、貸出ができない場合があります。
- ③借用にあたってはなるべく2名でおいでください。
- ④受取者は団体の構成員であればどなたでも良いですが、うち1名の身分証明書(運転免許証等)のコピーを預からせていただきます。機械の返還の時にお返し、または市で破棄いたします。
- ⑤借り受けの際に、市から機械の操作方法と安全運転講習会(5分程度)を受けてください。
- ⑥機械の燃料は満タンで、貸し出します。ガソリン補充に係る費用については、借受団体で ご負担いただきますよう、お願いいたします。

~~ 除雪作業 ~~

返還方法等

- ①除雪作業終了後は、除排雪作業日報(様式第3号)に必要事項を記入してください。
- ②時間厳守で借用先でまで返還してください。その際、日報も忘れずにお渡しください。

作業上の注意

- ①除雪作業を行うときは安全を最優先とし、明るい時間帯に行うとともに操縦する者のほか誘導員1名を配置して、周辺の安全確認を行ってください。
- ②万が一、作業従事者がケガをした、第三者に被害を与えた、機械を損傷させたなどの事故やトラブルが発生した場合は、速やかに安否確認と安全確保、救急車両を呼ぶなどの初動対応と、誠意ある態度で対応してください。福島市役所管財課、支所の借用元にも忘れず連絡を願います。
- ③従事者がケガ等をされた場合には市が加入する傷害保険を適用します。
- ④第三者に及ぼした損害は、借受団体の責任において解決していただくことになりますが、 賠償責任保険への加入も行っています。
- ⑤機械が損傷した時は、不可抗力によるものや軽微な故障は市で費用負担のうえ修理いた しますが、利用上の注意を怠ったり、運搬時の安全確認を怠ったり、保管上の問題があっ て機械を破損、滅失した時は、福島市役所管財課、支所の借用元に報告し指示に従うとと もに、借受団体の責任においてその賠償をしていただきます。
- ⑥交通事情や何らかのトラブルが発生して、時間までに機械を返還できないと判断した時 は、速やかに借用元まで連絡をください。

以上が基本的な事項となります。ここに記載されていない事項については、福島市役所管 財課、支所と相談したうえで、適切に使用してください。

> お問い合わせ先 福島市役所管財課 直通 024-535-1140